

## 「死者より生者へ」

——フライリヒラーの裁判事件——

宮野悦義

### (1) 「死者より生者へ」

一八四八年五月、詩人フライリヒラーは亡命の地イギリスを後にしておよそ四年ぶりに祖国の土を踏む<sup>(1)</sup>。革命の旗のもと自らドイツ人義勇軍を組織して勇躍バリを<sup>(2)</sup>出発した、あのヘルヴェークのような華々しい帰国ではない。しかし、祖国ドイツの変革を願い自らその礎たらんとする激しい気概においては些かも劣るところはなかった。

二月以来、ヨーロッパ各地から送られて来る炎のような文字は、辛い亡命生活にともすれば沈みがちだったフライリヒラーの精神に活を入れた。二月革命の勃発と同時に彼は革命頌歌『高地にはじめて銃声がひびいた』

を高らかにうたい、次いで『共和国！』で新たな夜明けを讃える。三月、彼は祖国ドイツにおける動乱を耳にして『黒・赤・金』、『ベルリン』等の詩を矢継ぎ早に発表、三月革命の死者を悼み、ドイツ共和国の実現を呼びかける。彼はもはや亡命の地に安閑としてはいられなかった。

われわれは旅仕度をする

今日にも出発しよう！<sup>(3)</sup>

同年四月一七日付の手紙<sup>(4)</sup>は、当時のフライリヒラーの心境を次のような力強い言葉で語ってくれる。

「私が帰国するのは国王が大赦令を出したからではな

く、国王が民衆の血で大赦令を出さざるをえないところに追いこまれたからです。それにまた、こうした成果のお裾わけに預かるうというのでもありません。とんでもない！ まだまだ戦いは続く、激しい戦いが続くのです。精神の戦い、それにおそらくは武器を手にしての戦いも残念ながら続くでしょう。私はこのような戦いに参加します、参加しなければならぬのです。高価な犠牲を払って勝ちとった権利が再び邪な抑圧者の手で削り取られたり、すっかり奪い去られたりしないように、たえず民衆の眼を醒ましておくことが必要です。精神という武器で四六時中警告し眼を見開かせておく、これこそが当面の私の任務なのです——しかし、君主たちの破廉恥な行為によってもしも別の事態が生ずるなら、私はバリケードの人ともなりましようし、ロシアとの戦いにも加わるでしょう」

デュッセルドルフに到着後間もなく、彼は活動を開始する。それはまず直接に政治的・実践的な活動であった。乏しい資料ながらも、彼がデュッセルドルフの民主主義者の団体の一員となり、その運営に積極的に関与したばかりか、その地域代表としてフランクフルトに赴いたこ

と、更にはケルンの労働者会議に名誉会員として名を連ねたことなどが判明している。<sup>(5)</sup> 彼の具体的な行動の詳細は不明であるが、亡命先から続々と馳せ参じた民主主義者たちの行動とほぼ軌を一にするものと考えてよい。彼の本領ともいべき詩作、既に引用した手紙からも予想される詩を通じての民衆の鼓舞は、さしあたってはこうした実践活動の背後に押しやられがちだった。六月のはじめ、彼は『それでもなお！』という詩を発表して、高まり来る反動の波に激しい憤りを叩きつけてはいるが、それは一八四三年の詩集『信念の告白』<sup>(6)</sup> に収められた同名の詩の、いわば替え歌であった。<sup>(6)</sup> ただ、この詩が創刊されて間もない「新ライン新聞」に掲載され、<sup>(7)</sup> また内容的にみて同新聞におけるマルクスの論説と多くの共通項を有するという事実は、後のフライリヒラートとマルクスの間の親交の端緒を示すものとして注目されねばなるまい。<sup>(8)</sup> この詩の後、およそ二ヶ月の沈黙が続く。その間、帰国当初のフライリヒラートが祖国に託した夢はことごとく裏切られていった。パリの六月事件の悲劇的結末はオーストリア、プロイセンの反革命を強化し、ドイツ改革の唯一の頼みの綱ともいべきフランクフルト国民議

(3) 「死者より生者へ」

会も反動の嵐の中でなすすべを知らなかった。「民衆が高価な犠牲を払って勝ちとった権利」が、彼の目の前で奪われていく。そして民衆はもはや立ち上る気力を失い、自ら三月のバリケードの死者を裏切ろうとしている。このような絶望的な状況の中で、七月末、『死者より生者へ』の一篇が誕生した。それは無為な生者に対する、怯懦な民衆に対する強烈な警鐘の乱打であった。詩は間もなくパンフレットに印刷され、約九千部がほどなく散布されて読者に深い感動を与えた。またフライリヒラートは、デュッセルドルフで開かれた集会の席上、自らこの詩を朗読して多数参加した聴衆を鼓舞したといわれる。

『死者より生者へ』に盛りこまれた激しい憤りの言葉と、それが民衆に伝えた異常な感動に、当局側は早速に警戒の色を強めた。一八四八年八月四日付で、デュッセルドルフの州検察官・シュナーゼは、ライン州判事メーレム宛におよそ次のような申立を行なっている。

一昨日来、当地で『死者より生者へ』と題する詩が印刷され、著者フェルディナント・フライリヒラートの署名入りで一部一グロッツェン<sup>(10)</sup>で多量に販売・購読

されている。——「この詩は直接に民衆を煽動して政府を転覆もしくは変更せんとし、——更には国王の権力に対し武器を取らしめんとするもの」であって、それは特に『おお、民衆よ』以下の部分等に含まれる。

この詩はまた国王に対する侮辱を含んでいる。著者は自らの名で語ることをせず、死者、バリケードの兵士等に語らせるといふ手法を用いているが、それが犯罪的な意図を含むものである以上、詩的形式のゆえに煽動の罪を免れることはできない。従って小生は、著者フライリヒラートに対する刑法一〇二条、二二二条および三六七条違反<sup>(11)</sup>の調査を提案する。

この申立を受けたメーレムは早速裁判所会議を開いて検討し、同日、刑法一〇二条に該当する直接的煽動は含まれず、また国王に対する侮辱は刑法に該当する条令がない、従って取調べの必要はないと答えた。しかしながら州当局はこの解答を不満として、ケルン市当局を通じて同市の州控訴院に同趣旨の申立を行なった。こうしてフライリヒラートの取調べが開始され、一八四八年九月一八日付で彼の起訴が確定する。

八月二八日に行なわれたフライリヒラートの逮捕は、

デュッセルドルフおよびケルンの両市を中心に大きな反響を呼んだ。二日後の八月三〇日にはデュッセルドルフで集会がもたれ、「逮捕された同志フライリヒラートの苦境を打開する法的手段」<sup>(12)</sup>について討議がなされた。

「新ライン新聞」はこの事件を「全市民の死活問題」と述べている。翌三一日、この集会の代表団がデュッセルドルフ市当局に出向いて彼の釈放を要請するが、逮捕は上層部の指令によるとの理由で拒否される。一方ケルンでも、フライリヒラートの逮捕をめぐる問題が九月三日に開かれたケルン労働者会議の総会の主要議題となった。同日付の機関紙は、「フライリヒラート逮捕の要請がデュッセルドルフの反動的ブルジョアジーから出たものであることは、デュッセルドルフではだれ一人知らぬ者はない」と記している。『死者より生者へ』<sup>(13)</sup>をめぐる裁判事件の背景にこのような名もない労働者、民衆の真剣な姿勢があったことを忘れてはならない。ライン州の特殊事情として、フランス統治時代の諸権利がそのままに引き継がれ、たとえば陪審裁判、あるいはフランス刑法典の適用といった有利な条件が揃っていたことも事実である。しかし、フライリヒラートの熱い言葉に触発されて

三月のあの戦いの日々を記憶に甦えらせた多数の民衆、更には、統一ドイツの新生を期して亡命の地から帰って来た指導者たちとその活動がなければ、後述するような予想外の結末には至らなかつたであろう。

フライリヒラートの拘留は九月一杯続いた。裁判は十月三日、デュッセルドルフの陪審裁判所法廷で開かれることとなる。次にその経過を「陪審裁判による初の政治訴訟」および「詩人フライリヒラートに対する裁判の速記録」の二種の資料をもとに詳しく追ってみよう。

午前九時半、開廷が宣せられ、まず陪審員三一名中から原告、被告双方の側の忌避、および抽選を経て、本裁判の陪審員二名が選出される。次いで被告の人定訊問、陪審員の宣誓等の手続きの後、一八四八年九月一八日付の起訴状が朗読される。その内容はおよそ以下の通りである。なお、裁判は公開で行なわれた。

『死者より生者へ』と題する詩一篇が起訴の対象である。起訴理由は本篇中に市民を煽動して主権者に対し武器を取らしめ、また現存の国家秩序を転覆せしめんとする意図が含まれるからである。」

この詩の著者である被告はデュッセルドルフ在のフランク印刷所で九千部を印刷せしめ、うち千部を同市のカンブマン書店を通じて販売せしめた。残り八千部の行方に関し被告は供述を拒んでいる。被告はまた、八月一日に同市で開催され多数の参加者を集めた人民クラブの会合で、この詩を朗読した。

「公開の集会での朗読ならびに印刷を通じて市民を直接煽動した」との起訴事実を被告は否認した。被告はこの詩が「三月の時点での状況ないし展望と、最近の事態との対比を描き出す」ことを目的としたものであり、著者の意図が「この対比を描出することによって民衆を眼醒めさせ、自らに加えられた不正に対し精神的な戦いに立たしめる」にあったと述べている。しかしながらこの詩は、「被告が意図したと主張するものとはまったく逆の内容」を含んでいる。

まず第一に、被告は「ベルリンのバリケードの死者を国王の居城の前、国王の眼前に登場せしめ、国王を侮辱し、嘲弄し、呪咀して」いる。次いで被告は、死者たちの勇敢な戦いの成果が今卑劣にも奪い去られようとしていることを嘆き、『おお、民衆よ』以下の詩

句をもって直接に民衆を煽動している。

同様の挑発が、『君たちには日々多くの侮蔑』云々以下の詩句にも見出される。このような詩句は被告が自らを弁護せんとして主張しているものと真向から矛盾する。「精神的な戦いではなく、赤旗のもと武器を、戦いを、革命を、王位の転覆を、君主の追放を、『共和国』の声を被告は民衆に要請したのであり、主権者として自らの未来を自らの手で呼びかけたのである。」以上のような事実により、フェルディナント・フライヒラートを起訴する。「刑法一〇二条および八七条に該当する罪。」

起訴状朗読の後、起訴事実に関して裁判長が質問し、被告がこれに答える。フライヒラートは国王侮辱、市民の煽動云々に次のように答えた。

「私はこれまで述べてきた主張を繰り返すだけです。この詩は反動に対する抵抗を意図してはいますが、しかしそれは単に精神的な作用による抵抗であります。詩の形式に関しては執筆の際の詩的感興によるものと申せましょう。詩人の自由な発想以外のなものでもありません。」

『それは時を待っている』云々は、単なる予言で、未来に向って書かれたものにすぎないのです。」

裁判長は更に二、三の詩句について質問するが、フライリヒラートは比喩的表現が随所に用いられていること、既存の秩序に対する攻撃が含まれるとは思わないこと、そして、時が来るまで待て、歴史的必然が自由をもたらずまで待てというのが、この詩の精神であることを述べるにとどまる。

次いで証人が喚問される。証人としてこの詩を印刷したフランク、販売にあたったカンプマンなど計四名が喚問され、例の九千部の行方、ならびに人民クラブの会合における詩の朗読等について、起訴状に基づき事実確認が行なわれた。「朗読」に関連して、起訴状および刑法一〇二条の用語をめぐる弁護側の異議が提出されるが、裁判長はこれを斥ける。

引き続き検察官フォン・アモン氏の論告が行なわれる。彼は政治犯罪に陪審制度を適用することの問題性を指摘し、政治犯罪の成立要件についての彼の見解を披瀝する。それによれば、政治犯罪も他の一般の犯罪と同じく、現実に行なわれた行為によって処罰される、つまり、

ある政治目的の実現のために不法な手段を用いたときはじめて有罪となる。ところでこの不法な手段の行使、政治目的の実現のための一切の暴力行為には、個人の意志・行為ではなく全体意志の表現としての革命という問題を考慮するとき、外面的な行為のみならず、他者の意志決定に影響を及ぼす精神的な行為をも含まれるのである。

検察官はこの後者の場合が本件に該当し、刑法一〇二条の罪を構成するという。また、刑法一〇二条にいう「直接的」煽動とは、それによって生じた結果に基づき判断すべきものではなく、たとえばアントーニウスがシーザーの死後、民衆を前にして行なつた演説が「間接的」煽動であるのに対して、弁舌によって直接にある目的を説くことをもって「直接的」というのである、と述べる。

以上の前置きの後に彼は本論に入るが、その趣旨はほぼ起訴状と同様であるので、彼が論告の末尾で芸術および芸術家について触れた部分を紹介するにとどめたい。およそ以下のような内容である。

詩人であるということ、あるいは詩という形式によって罪を免れることはできない。そのような見解をとることは芸術にとっても名誉にはならないであろう。

「詩人がそのすぐれた才能を濫用して犯罪的思想を聴衆の心に注入したとすれば、それは美しい、正しい行為だといえるだろうか、それは許されていい行為だろうか？ 陪審員諸君、断じて否！ である。」詩人は極めて強力な武器を持っている。と同時に、彼は極めて大きな責任を負うのである。その才能を非道德的な方向で用いれば彼は道義上の責任を問われる。犯罪に用いれば彼は法の領域で責任を問われる。これは当然である。「われわれは今日、あらゆる情熱が激しく沸き立つ動乱の時代に生きている。今、この情熱を更に煽り立てていいものだろうか。詩人が声高らかに殺人を、破壊を説くとすれば、それは裏切り、ドイツ国民の安寧に対する裏切りではないだろうか。」百歩譲ってこの詩が詩的想像力の産物であるとしても、彼は現時点でこれを発表すべきではないと判断しなければならぬ。ところが彼はこれを公開の席で朗読し、更にこれを印刷せしめたのである。起訴状の趣旨は完全に正当であり、よって被告は有罪である。

以上のような検察側論告の後、休憩をはさんで弁護側の弁論が行なわれる。弁護人の一人マイヤー博士は論点

を三つにしぼって、以下のような弁論を展開した。

第一に指摘したいのは、検察側がこの作品を全体として把えず、故意に断片的に問題にしている点である。この詩の全体が表現するものは三月の死者たちの「嘆き」の歌であって、「煽動」ではない。問題の箇所、「おお、民衆よ」以下の部分は、数行あとの『空しい望みか！』との関連で把えねばならない。激しい表現はまさに「空しさ」を知るからこそであり、死者は結局は未来に夢を託しているのである。従って「この箇所は嘆き以外のなものでもなく、もしこの中に挑発を見出そうとしても、それはまったく間接的なものであるにすぎない。」刑法にいう煽動とはある目的がただちに実現することを要請するものであって、遠い将来、少くとも不確定な未来に向けて煽動する、というのは自己矛盾である。「私は未来のためにことを構えることはできる、しかし煽動できるのは現在に対してだけである。」

第二は、刑法一〇二条の規定の適用そのものが、今日の一般的状況に照らして適切か否かという問題である。われわれは今変革の時代に生きている。立憲君主

制は暫定的なものであって、「われわれの国家制度の最終的形態はまだ未来にゆだねられている。」そして未来はあらゆる党派にとって平等である。このような状況の下では、既存の秩序に対する抵抗、あるいは反動と呼ばれるものに対する戦いを一律に有罪とするのは極めて困難である。この詩では「共和国」という国家形態が主張されるが、民衆の声の力による実現が要請されるにすぎない。戦いの要請にしても、「失われた」権利の擁護を主張するにとどまっている。被告が今非難されているもの以上の表現は、ごく最近の新聞の論調を顧みれば随所に見出されるといえよう。内容ではなく詩的形式が問題になるなどということは荒唐無稽である。

第三に、フライリヒラートという詩人の獨自性が考慮されねばならない。彼の詩的想像力は、その濃厚な人格とは対照的に、好んで異国的世界にはばたき、沙漠とした異常なものを志向しがちであった。<sup>(16)</sup> 世界史の領域においても同じような傾向が指摘できる。「彼が最近の大事件を彼流の想像の世界で捉え、未来についての彼の政治的確信を峻烈な映像で写し出した」とい

えるのである。ところでこのような詩的個性は、人格とは無関係である。従って、本件で陪審員諸氏が有罪を宣するとすれば、それは被告に対してではなく、被告の詩的想像力そのものに対してである。「諸君はプロメテウスを岩に繋ぐことはできません。しかし、彼が天から受けた火を消すことはできないのだ。」

以上のような弁論に続き、もう一人の弁護人ヴァイラー博士が補足的に発言する。彼は「直接的」煽動の問題を取り上げ、それが如何なる結果を生じたかが判断の基準になることを強調する。彼は更にマイヤー弁護人の弁論の第二点の内容とほぼ同一の主張を展開した後、本件が言論の自由、思想の自由という基本権の問題であることを指摘し、弁論をシラーの次のような引用で結んだ。

「なにものも詩人の自由な心を束縛することはできない。」

この後、裁判長は以上のような論告、弁論の要旨を陪審員に反復説明し、更に陪審員の採決手続を指示して休庭を宣する。約一時間半後、午後一時ごろに法廷再開、裁判長の有罪か否かの質問に陪審員代表シュテッペラー

(9) 「死者より生者へ」

ト氏が答える。

「絶対多数で否ナイです。被告は無罪です。」

『死者より生者へ』をめぐるフライリヒラートの裁判の経過および結果は以上の通りである。ほとんど注釈の必要はないと思われるが、敢て補足的な説明を施すとすれば、当時の緊迫した政治状況、力関係のもとではじめて勝利が可能だったという点であろう。起訴に至る過程、および検察側の論告の内容はこの種の政治的裁判の典型であり、特に注目すべき論点は存在しない。弁護側の論旨もほぼ同様である。しかし、その第二点、現在が「変革の時代」であり、現在の国家形態が「暫定的なもの」であるという論点は注目されている。急進的な民衆層ばかりでなく、それは広く市民階層に、たとえ頼りない存在であろうともフランクフルト国民議会の審議にドイツの将来の夢を託していた市民階層にも共通する認識だったのである。このような背景がなければ、弁護側の第二点は考えられない弁論であろう。この力関係はやがて逆転する。もしこの詩が一年後に書かれ、同じように裁判を受けたとすれば、結論もまた逆転していたかも知れない。

い。事実一八四九年には「新ライン新聞」の発禁(17)をはじめとする弾圧が行なわれ、一八五一年にはフライリヒラートに再度の逮捕状(18)が出されるのである。その時彼はすでにイギリスに亡命していた。

無罪の判決は法廷に詰めかけた多数の民衆の熱狂的な拍手、歓声に包まれた。彼は祝の花束を手に、喜びに湧く民衆に囲まれて帰宅した。その夜デュッセルドルフでは市民の松明行列が行なわれたという。この日を機に、フライリヒラートはいよいよその旗幟を鮮明にする。一八四八年一〇月一二日、「新ライン新聞」編集長カール・マルクスは、その復刊号にこう発表した。

「編集部員はもとのとおりである。フェルディナン・ト・フライリヒラートが新しくこれに加わった。」

(1) 「信念の告白 (Ein Glaubensbekenntnis)」で自らの政治的姿勢を鮮明にした彼は、弾圧の加えられることを予想して、この詩集を発表した一八四四年八月、ベルギーに亡命する。翌年三月にはスイスへ移り、次いで一八四六年夏にイギリスへ渡った。イギリスでの彼は商社の通信員のような仕事に従事し、詩筆は滞りがちだった。彼はこの頃の生活を自嘲的に「日傭労働者兼詩人」と述べている。

- (2) 詩人 G・ヘルヴェークは A・ポルンシュテットなどと共に、ドイツへ武装部隊を送り込んで革命を一気に完遂しようとした。革命を輸出することはできないとするマルクスの忠告をよそに、彼は義勇軍を召集し「壯途」についてのである。同軍は間もなくバーデン地方のニーダードッセンバハ周辺で正規軍の攻撃を受けて瓦解する。
- (3) 『ヘルリン (Berlin)』の最後の二節より。三月二五日の作で、「外国で『大赦に浴した者たち』の歌」という副題を持つ。
- (4) An Lina Schollmann.
- (5) Freiligraths Briefwechsel mit Marx und Engels. Bearbeitet und eingeleitet von M. Häckel. その他による。ただし、いずれも固有名詞その他の記載が曖昧かつ不統一である。
- (6) 原題は共に Trotz alledem!
- (7) Neue Rheinische Zeitung. Organ der Demokratie. Nr. 6 vom 6. Juni 1848.
- (8) マルクスとフライリヒラートの出会いは一八四四年のブリュッセル時代である。当初マルクスは「超党派の望楼」の詩人フライリヒラートに批判的だった。やがて『信念の告白』による政治的転向を機に、両者の親交が始まるのだが、亡命先の相異等もあって真の意味の協力関係はこの一八四八年に始まると見てよい。なお、この詩と共通項をもつマルクスの論説とは、「フランクフルト国民議会(六

月一日)」、「ヒューザー(六月一日)」、「五月三〇日の会議におけるカンブハウゼンの声明(六月三日)」等である。また、マルクスはこの詩のリフレイン「それでもなお！」を随所に用いている。

(9) 原題は Die Toten an die Lebenden である。かなりの長篇であるが、ここにその全文の試訳を掲げ、本文中の引用部分はそれぞれ冒頭の一句を示すにとどめた。

死者より生者へ

弾丸が胸を貫く、額は大きく口をあける、

そして君たちは僕らを血まみれの戸板に乗せ高く掲げた！

凄まじい呪いの声をあげつつ高く掲げた、この苦痛の表情が

彼らに死を命じた者に永遠の呪いとなるようにと！

この痛ましい姿が昼も夜も、寝ても醒めても――

祈りの時もシャンペンを傾ける時にも 臉に浮ぶようにと！

烙印のように深く心に焼きついて、

どこまでもいつまでも付きまとうようにと！

死者たちの苦痛に歪んだ口が、赤く血を吹く傷口が、いまわの際まで彼を苦しめ悩ますようにと！

死者を囲む悲しみの声が彼の臨終の床にまでひびき、

死者たちのこぶしがその日までも固く握りしめられてい

(11) 「死者より生者へ」

るようにと——

彼が人並みにベッドの上で最後の目を迎えようとも、  
あるいは断頭台で最後の息を引き取るうとも！

そうだった。弾丸が胸を貫き、額は大きく口をあけた、  
そして君たちは僕らを揺れる戸板でバルコニーまで運ん  
だ！

「降ろせ！」——すると彼はよろよろとやって来た——  
僕らの方へ、よろめきながら。

「脱帽！」——彼は帽子をとった——頭を下げたのだ！  
(はじめは道化じみていたが

木偶人形のようにくずおれた！)——蒼ざめうろたえな  
がら彼は立ちすくんでいた！

その間に僕らが死を賭して奪った町から軍隊が出て行っ  
た！

そして型どおりに「私の信頼するイエスよ」が唱えられ  
た。

「私の信頼する鉄よ！」の方がふさわしかったのだが！

それが僕らの殺られた晩から翌朝にかけての出来事だっ  
た、

そして君たちは勝利に酔いつつ僕らを墓地へと運んだ！  
僕らは——たしかに頭をひどく打ち割られてはいたが、  
険しい眉のあいだに誇らかな勝利のしるしを浮べていた。

僕らは思った、代償は大きかったが本ものを手にしたの  
だと！

だからこそ僕らは安心して棺に身を横たえたのだ。

ああ、僕らはだまされていた！ 四ヶ月もたたぬという  
のに

臆病な君たちは僕らの勇敢な戦いの成果をことごとくと  
り逃してしまった！

死を賭した僕らの贈物が台なしになってしまったのだ

ああ、何もかも、何もかも僕たちはこの霊の耳で聞いて  
しまった！

この国の出来事がまるで波の音のようにひびいて来るの  
だ、

狂気じみたデンマークの戦争、最近のポーランドの屈辱、  
頭の固いドイツ版ヴァンデー県でのあのひどい馬鹿騒ぎ、  
暴兵どもの再来、皇太子の御掃還、

マインツの恥辱、トリアの屈辱、創られたばかりの  
市民軍の各地での敗北、武装解除、

兵器庫の襲撃を泥棒の仕業にしてしまう奸策、  
それは僕らをも、僕らの墓までも汚そうというのだ、

パリケードが築かれていた町で今は言論や出版が弾圧さ  
れる、

集会の自由日々破兼恥な攻撃が加えられる、

北でも南でも刑務所の扉が鈍い音をたてて開く、民衆の側に立つすべての者に昔ながらの鎖が用意される、

コザックと同盟が結ばれ、棍棒の雨が、

ああ、月桂樹の冠をのせた墓で眠るべき君たちを襲う、未来を開く雷雲を一杯にはらんでいた君たち！

君たち——パリの六月の闘士たちよ！ 勝利を胸に倒れた者たちよ！

それから裏切りだ、ここも、マインのほとりでも日当に支えられた裏切り——

おお民衆よ、君たちの皮の前掛けのひだには平和しか入っていないのか？

言ってくれ、戦いをも秘めているのではないのか？ それをはたき出すのだ！

第二の戦いだ、君たちを苦しめる者との最後の戦いだ！ 君たちの「共和国を！」という声を、つい最近のあの

ヨハネの祝日の馬鹿騒ぎの鐘よりも大きくひびかせるのだ！

空しい望みか！ それなら僕らを墓穴から掘り起こして、

またあの血まみれの戸板に乗せて高く掲げるのだ！

昔のようにあの男に見せるためではない、あの男は御用済みだ——

そうじゃない！ 天幕小屋や市場へ、国中に僕ら運ぶのだ！

国中をどこまでも！ それからこの反逆者たちを棺台に乗せて両議会へ運びこむのだ！

おお、なんと厳肅な光景だろう！ 横たわった僕らの髪は土と草にまみれている、

汚れた顔は半ば朽ちかけている——これこそ真の帝国代表なのだ！

横たわったまま僕らは言う、僕らが朽ち果てる前に、

君たちの自由は早くも朽ち果てたのだ、ご立派な執政官たちよ、と！

僕らが三月に倒れたとき、すでに種子は落ち芽を吹いていた、

だが三月の自由の種子は他に先がけていち早く刈り取られたのだ！

だが野のケシはここかしこで鎌の刃先を免れだ——

おお、怒りが、赤い怒りがこのケシのように国中に残っていてほしいものだ！

だがそれは残っていた！ 腹立たしさの中で僕らは慰めを見出す、

君たちが獲得したものは大きかった、君たちが奪われたものは大きかった！

(13) 「死者より生者へ」

君たちには日々多くの侮蔑が、多くの屈辱が浴せられて  
いる、

君たちには怒りが残っていたはずだ！——おお、僕らを、  
死者たちを信じよ！

残っていたのだ！ そうだ、それが眼を醒ます！ 目を  
醒ます、醒まさねばならぬ！

それは半革命を完全な革命にする！

それは時を待っているだけだ、それはやがて力一杯には  
じける、

腕をふり上げ、髪を逆立てて荒々しい勇姿を見せるの  
だ！

錆びた小銃に鉛の弾丸をこめて構え、

バリケードの上に赤旗をなびかせるのだ！

旗は市民軍の先頭に立ち、軍隊の先頭に行く——

玉座は焔に包まれ、君主たちは海へと逃げ出す！

鷲は逃げ、獅子は逃げる、爪も牙もない！——

民衆が、主権者たる民衆が自らの未来を自らの手で切り  
開くのだ！

だが、その時が来るまで、今のこの僕らの恨みは、

すでに多くを怠って来た君たちの心を離しはしない！

おお、武器を取れ！ 用意せよ！ おお、この大地が、

僕らがじっと横たわっている大地が完全に自由な大地と  
なるようにするのだ！

僕らはもう眠りを妨げられたくない、  
彼らは自由だった、だが今は——永久に——奴隸だ！  
などと考えたことはないのだ！

デュッセルドルフ、一八四八年七月

(10) フライリヒャートはこの売上金で彼の所属する団体の  
財政を建て直したのである。彼は若い頃の勤務の経歴がも  
のをいって財政に明るく、後に「新ライン新聞」の編集部  
に加わってからも、詩を執筆するかたわら、この面で大き  
な功績をあげている。マルクスは彼を「出納係」と呼んだ  
ほどである。

(11) 当時ライン州ではフランスの刑法典コトリ・ステナールが施行されてい  
た。部分的修正も考えられるので正確なところは不明だが、  
最終的に問題になった八七、一〇二条は、「国家の内部的  
安全に対する重罪」という部分に含まれ、前者が主権者  
(制定当初は皇帝)に対する危害、陰謀、後者が内乱、兵  
力の不法使用、国家の擾乱の煽動の罪を規定している。

(12) 八月三一日付、第九〇号。

(13) Zeitung des Arbeiter-Vereins zu Köln vom 3. Sept.  
1848: Häcker, S. II, 248.

(14) Erster politischer Prozeß vor dem Geschworen-  
Gerichte. Hrsg. von J. K. H., Düsseldorf 1848.  
Stenographische Berichte des Processes gegen den  
Dichter Ferdinand Freiligrath. Hrsg. von E. Schulte.

Dusseldorf, 1848. なお、この二つの記録のあいだには裁判進行の順序、論告・弁論の記述等に関して若干の食い違いがある。順序に関しては「速記録」と称する後者に従ったが、多くの点ではより詳細に書かれている前者に従っている。

(15) 弁護側は起訴状の用語 *Vortrag* を問題にしたのである。つまり詩の「朗読」と詩の内容とを別にして、この行為をそれぞれを起訴の事由とするのは妙である、刑法一〇二条の用語 *discours* はドイツ語の *Rede* (演説) の意にとるべきであり、本件では「演説」は行なわれていない、というのである。

(16) フライリヒラーの初期の詩の特徴であるエキゾチズムを指摘した。たとえば『ライオン騎行』などに典型的に現われている。

(17) 一八四九年五月一九日、三〇一号。赤刷りのこの最終号には、フライリヒラーの詩『新ライン新聞袂別の辞』が掲載された。

(18) 一八五一年八月一日のことである。なおフライリヒラーの亡命は同年五月であった。

\* 資料は良知力氏のお世話になるものである。付記して謝意としたい。

(一橋大学教授)